



札幌市 パートナーシップ宣誓制度 利用ガイド

令和8年（2026年）3月

目次

1	制度の概要.....	2
2	宣誓できる方（要件）	3
3	宣誓書受領証等への記載事項.....	4
4	事前予約と必要書類.....	5
5	当日の流れ.....	7
6	交付後の手続き（再交付・変更・返還）	8
7	市外へ転出される方、市外から転入される方.....	9
8	参考（要綱・様式）	10



札幌市版ALLYマーク

1 制度の概要

札幌市パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを、札幌市長に対して宣誓する制度です。

宣誓されたお二人には、市から「宣誓書受領証」（以下「受領証」という。）と「宣誓書受領カード」（以下「受領カード」という。）が交付されます。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力は発生しませんが、お二人の関係性を示すことができるため、一部の行政サービスや民間サービスで配偶者と同様の扱いを受けられる場合があります。



性的マイノリティのカップルが利用できる行政サービスをご紹介します

一覧にまとめています。以下のリンク先ファイルをご参照ください。

[性的マイノリティのカップルが利用できる札幌市の行政サービス一覧](#)

※利用の可否や手続きの詳細は、各問い合わせ先へご確認ください。

<受領証>

<p>様式第2号 (裏面)</p> <p>パートナーシップ宣誓書受領証</p> <p>____ 様 _____ 様</p> <p>ここにおふたりが、札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>これからの人生をお互いに変えあい歩まれる、おふたりのご多幸をお祈りいたします。</p> <p>札幌市は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、取り組みを続けていきます。</p> <p>今後とも、おふたりが自分らしくいきいきと活躍されることを期待いたします。</p> <p>____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>札幌市長</p>	<p>様式第2号 (裏面)</p> <p>～宣誓を行ったお二人へ～</p> <ul style="list-style-type: none">当該受領証等を紛失、毀損した場合には、宣誓書が保存されている等の場合限り、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第6号）により、再交付の申請をすることができます。次の各号に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に届出てください。<ol style="list-style-type: none">当事者の意思によりパートナーシップ（※）が解消されたとき。一方が死亡したとき。双方が市外に転出したとき。（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、双方が一時的に市外に転出した場合及び要綱第11条に定める場合を除く。）第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。※パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係をいいます。 <ul style="list-style-type: none">受領証等の交付を受けたお二人が、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する標準等を締結している自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第8号）により、市が交付した受領証等を継続して使用することができます。宣誓書の保存期間は10年間です。ただし、受領証等の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。 <p>・特記欄</p> <p>（子の氏名、再交付年月日等）</p>
---	--

<受領カード>

<p>パートナーシップ宣誓書受領カード</p> <p>____ 〇〇 〇〇 様 _____ 〇〇 〇〇 様</p> <p>上記の者らは、札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明する。</p> <p>令和 ____ 年（見 ____ 年） ____ 月 ____ 日</p> <p>札幌市長 見本 印</p>	<p>～このカードの提示を受けた方へ～</p> <p>この受領カードは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束した関係であることを、札幌市長に宣誓したおふたりに交付しています。</p> <p>法的な効力を有するものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>札幌市 市民文化局 男女共同参画室 ☎011-211-2962</p> <p>（特記欄）</p> <p>< 見本 ></p> <p>SAPP_RO</p>
--	---

2 宣誓できる方（要件）

宣誓日において、以下の**すべて**に該当するお二人が対象です。

(1) 性的マイノリティであること（一方または双方）

お二人のうち、少なくともどちらか一方が性的マイノリティ（性自認や性的指向が典型的でない方）であること。

(2) 成人であること

お二人とも満18歳以上であること。

(3) 札幌市に居住または転入予定であること（一方または双方）

以下のいずれかに該当すること。

- ・お二人とも札幌市内に居住
- ・お一人が札幌市内に居住
- ・お二人が札幌市外に居住しているが、少なくともお一人が札幌市内への転入を予定

(4) 配偶者がいないこと・他の方とパートナーシップの関係にないこと

以下のいずれにも該当すること。

- ・法律上の配偶者がいないこと（独身であること）
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

※海外で同性婚をされているお二人は宣誓できます。

(5) 近親者でないこと

直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族でないこと（養子縁組をしている場合を除く）

(6) 他の自治体において同様の制度を利用していないこと

※(6)にのみ該当しないとき（他の自治体のパートナーシップ（宣誓）制度を利用しているとき）は、自治体間連携に基づく継続申告ができる場合があります。詳しくは9ページ7(2)をご覧ください。

3 宣誓書受領証等への記載事項

受領証及び受領カードには、宣誓したお二人の氏名と宣誓日が記載されます。以下のとおり、氏名を通称名で記載したり、お子様の氏名を記載したりすることができます。

(1) 通称名の使用

性別不合等の理由で、日常生活に用いている通称名で宣誓をすることができます。その場合、受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）の氏名も、通称名で記載されます。

通称名の使用を希望する場合は、日常生活で当該通称名を使用していることが確認できる書類をご提出ください。（6ページ4(2)参照）

※雇用主や民間事業者等へ受領証等を提出する場合、通称名が記載された受領証等では証明として認められない可能性があります。事前に提出先にご確認ください。

(2) 子に関する記載

一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子がいる場合で、受領証等への記載を希望する場合は、宣誓の際に子との関係、子の年齢、子との同居の事実を確認できる書類をご提出ください。（6ページ4(2)参照）

4 事前予約と必要書類

宣誓を希望する場合は、**必ず事前に電話でご予約**ください。

(1) 予約

原則、宣誓希望日の約**1週間前まで**にご連絡ください。

- ・連絡先：札幌市市民文化局男女共同参画室
- ・電話番号：011-211-2962

【予約時に確認させていただくこと】

- ・お二人のお名前、生年月日、連絡先
- ・希望の日時（平日9：00～16：00の時間帯でご調整ください。）
※ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。
- ・同席者、代筆者の有無
- ・通称名使用の有無
- ・お子様の名前記載の有無

※宣誓は事務室内の個別ブースで行いますが、別室での宣誓を希望する場合は、予約時にご相談ください。

【電話予約ができない方】

電話予約が困難な方は、メールで上記の内容についてご連絡ください。

- ・連絡先メールアドレス：danjo@city.sapporo.jp

※メールでご連絡いただいた場合、スケジュールを確認し、原則3日以内（土日祝を除く）に返信します。返信がない場合、メールが届いていない可能性がありますので、お問い合わせください。

(2) 必要書類

書類	詳細・注意事項
<p>＜お二人分＞ 本人確認書類 (有効期限内のもの)</p> <p>※代筆者がいる場合は、 代筆者分も必要</p>	<p>顔写真付きの公的書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など
<p>＜お二人分＞ 住民票の写し (発行から3ヵ月以内)</p>	<p>「マイナンバー（個人番号）」の記載がないもの</p> <p>※同一世帯の場合は、お二人が記載された世帯全員分1通でお二人分とします。</p> <p>※海外に居住されている方は、公的機関が発行した現住所がわかる書類とその日本語訳（翻訳日・翻訳者の署名記載）をご提出ください。</p>
<p>＜お二人分＞ 独身を証明する書類 (発行から3ヵ月以内)</p>	<p>戸籍抄本（謄本）または独身証明書</p> <p>※本籍地が遠方の方は、郵送請求等に時間がかかる場合があるため、早めにご準備ください。</p> <p>※外国籍の方は、大使館等が発行する「婚姻要件具備証明書」や「独身証明書」等が必要です。やむを得ない事情により取得できない場合は、必ず事前にご相談ください。</p>
<p>【通称名の使用の場合】 通称名確認書類</p>	<p>日常生活で通称名を使用していることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・勤務先又は学校等が発行する身分証明書 ・通称名で受領した郵便物 など ・外国籍の方は、マイナンバーカードか住民票の写し
<p>【子を記載する場合】 子に関する書類 (発行から3ヵ月以内)</p>	<p>子との関係、子の年齢、子との同居の事実を確認できる書類</p> <p>①戸籍証明 ※宣誓者分として提出された戸籍謄本で、子との関係、子の年齢を確認できる場合は省略できます。</p> <p>②住民票の写し ※宣誓者分として提出された世帯全員分の住民票の写しで、子との同居の事実を確認できる場合は省略できます。</p>

5 当日の流れ

予約した日時に、必ずお二人揃ってお越しください。
当日の流れは以下のとおりです。

(1) 場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）
市民文化局男女共同参画室（13階南側2番）

(2) 所要時間

約1時間～1時間半

(3) 受付・本人確認

お二人分の本人確認書類をご提示いただき、写しを取らせていただきます。

(4) 書類の提出・宣誓（記入）

お二人分の必要書類（住民票の写しなど）をご提出いただきます。
[宣誓にあたっての確認書](#)、[パートナーシップ宣誓書](#)に職員の面前でご記入
いただきます。

(5) 内容確認・審査・受領証等発行

内容確認や審査、受領証等発行に約1時間要しますので、一旦ご退室
いただきます。

(6) 交付

約1時間後に再度お越しいただきます。
要件に該当し、必要書類に不備がない場合、以下の書類を交付します。

- ・受領証（1通）
- ・受領カード（お二人分）
- ・宣誓書の写し



写真撮影にも対応しています！

受領証等をお渡しした際、その場で写真撮影を希望する場合は、お気軽に職員
にお申し付けください。

6 交付後の手続き（再交付・変更・返還）

(1) 再交付

受領証等を紛失・毀損などされた場合、宣誓書が保存されている期間（10年間）に限り、再交付ができます。以下の書類をご提出ください。

- ・ [パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書](#)
- ・ お二人分の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きのもの）
※有効期限内のもの。写しを取らせていただきます。
- ・ 受領証（紛失時を除く）
- ・ お二人分の受領カード（紛失時を除く）

(2) 子の記載

受領証等に子（一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の実子又は養子）の記載を希望する場合、以下の書類をご提出ください。

- ・ [子に関する届出書](#)
- ・ 子との関係及び子の年齢を確認できる戸籍証明（戸籍抄本・謄本など）
※3か月以内に発行されたもの。
- ・ 同居し生計を一にしていることが確認できる住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
※3か月以内に発行されたもの
- ・ 届出される方の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きのもの）
※有効期限内のもの。写しを取らせていただきます。

(3) 返還

以下のいずれかに該当する場合、受領証等の返還が必要となります。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が亡くなったとき
- ・ お二人とも札幌市外へ転出したとき（一時的に転出する場合を除く）
- ・ その他、宣誓の要件を満たさなくなったとき

ご来庁又は郵送により、以下の書類をご提出ください。

- ・ [パートナーシップ宣誓書受領証等返還届](#)
※受領証等を紛失した場合、その旨を返還届の余白にご記入ください。
- ・ 受領証
- ・ お二人分の受領カード
- ・ お二人分の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きのもの）
※有効期限内のもの。郵送時は写し。来庁時は写しを取らせていただきます。

7 市外へ転出される方、市外から転入される方

札幌市では、令和7年（2025年）4月から、自治体間連携の全国的な枠組み「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

転居によって、転居前のパートナーシップ（宣誓）制度の要件を満たさなくなるときは、返還手続きと再度の申請手続きが必要ですが、ネットワーク加入自治体間で転居するときは、転居後の自治体に継続申告の手続きをすることで、返還手続きや独身証明書等の提出を省略して転居後の自治体から受領証等の交付を受けられる場合があります。

※転居によって、転居前の自治体のパートナーシップ（宣誓）制度の要件を満たさなくなり、転居後の自治体の要件を満たす場合に限りです。

※令和7年（2025年）3月までに札幌市へ継続使用申請されている方は、引き続き、転居前に交付された受領証等を転居後の自治体でもご使用いただけます。

(1) 札幌市から転出するとき

ネットワーク加入自治体への転出によって札幌市の要件を満たさなくなり、転居後の自治体の要件を満たす場合は、転居後の自治体に札幌市から交付された受領証等を提出し、継続申告のお手続きをすることで、返還手続きを省略できます。詳細は、転居後の自治体へご確認ください。

(2) 札幌市へ転入するとき

ネットワーク加入自治体で同様の制度を利用している方が、札幌市への転入によって、転居前の自治体の要件を満たさなくなり、3ページ「2 宣誓できる方（要件）」(1)～(5)を満たす場合、以下の書類を来庁（要予約。5ページ4(1)参照）か郵送にて札幌市へご提出ください。

- ・ [パートナーシップ宣誓継続申告書](#)
- ・ お二人分の転居前の自治体で交付された受領証等
- ・ お二人分の転居後の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
※3か月以内に発行されたもの。
- ・ お二人分の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きのもの）
※有効期限内のもの。郵送時は写し。来庁時は写しを取らせていただきます。
- ・ 【郵送時】返信用封筒（角形2号。定形外と特定記録郵便分の切手貼付）

(3) 連携可能な自治体


以下リンク先をご覧ください。

[パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク](#)（札幌市公式HP）

8 参考（要綱・様式）

要綱、様式等は以下のリンク先ファイルをご覧ください。

- (1) [札幌市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱（本文）](#)
- (2) [札幌市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱（様式一式）](#)
- (3) [パートナーシップ宣誓書受領カード交付申請書](#)
- (4) [子に関する届出書](#)
- (5) [パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書](#)
- (6) [パートナーシップ宣誓書受領証等返還届](#)
- (7) [パートナーシップ宣誓継続申告書](#)
- (8) [札幌市パートナーシップの宣誓にあたっての確認書](#)



ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

令和8年（2026年）3月

札幌市市民文化局男女共同参画室

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2962

FAX 011-218-5164

メール danjo@city.sapporo.jp

SAPP_RO